

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
株式会社EMシステムズ
(登記上の商号 株式会社イーエムシステムズ)
取締役社長兼COO 大 石 憲 司

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後5時15分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
新大阪ブリックビル 3階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第33期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役10名選任の件
 - 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.emsystems.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載いたしていません。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【経 営 理 念】

「感謝」「感動」「共感」

- ・私たちは、人と地球の健康に貢献し続けます。
- ・私たちは、お客様から信頼され、感動を提供し続けます。
- ・私たちは、明るく元気で、あたたかい会社づくりに挑戦し続けます。
- ・私たちは、適正な利益の確保、健全な経営を維持し続けます。
- ・私たちは、「ありがとう」を合言葉に、互いを認め、成長し続けます。

【会 社 方 針】

国民が安心して 最適な医療を受けられるように、

「国民が受けた自らの医療情報」が

いつでもどこでも 必要なときに

医療機関 ならびに国民が確認できる環境を 構築する。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境や企業収益の改善により緩やかな景気回復基調が続いているものの、個人消費の長期的低迷や新興国の経済不振と資源安、株価急落などの影響を受け、依然として先行き不透明な状況が続いております。当社の主要販売先であります調剤薬局を取り巻く環境といたしましては、平成28年4月からの調剤報酬の改定による収益への影響の懸念に加え、生き残りをかけた企業再編の動きが継続し、引き続き厳しい状況が続いております。このような経済状況のもとで、当社グループは、変革し続ける医療業界におきましてITを駆使したソリューションを通し、医療サービスの向上を引き続き支援、リードしてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高13,199百万円（前期比17.2%増）、営業利益1,861百万円（前期比51.0%増）、経常利益2,446百万円（前期比43.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,621百万円（前期比68.0%増）となりました。

事業別の状況は次の通りであります。

システム事業およびその関連事業につきましては、平成27年4月1日に営業体制の再編を行うことで営業の強化を図り、調剤薬局向けシステム「Recepty NEXT」、医事会計システム「MRN（※1）クラークスタイル」、「ユニメディカル」および電子カルテシステム「MRN（※1）カルテスタイル」の拡販に注力いたしました。

調剤薬局向けシステムにおきましては、新規および他社システムを利用中のお客様の獲得を推進してまいりましたが、システム販売計画件数が未達成となった一方、OEM供給および連結子会社であるコスモシステムズ株式会社が売上高の増加に貢献いたしました。医事会計システムおよび電子カルテシステムにおきましては、販売チャネルの拡大を継続して試みておりますが、新規・他社リプレース案件の実績は不十分となりました。一方、課金売上およびサプライ販売におきましては、引き続き堅調に推移しました。

利益面におきましては、原価および経費のコストダウンを徹底したほか、コスモシステムズ株式会社が通期で貢献いたしました。この結果、営業利益は前期と比較して増加いたしました。

新大阪ブリックビルにおきましては、テナント事務所は当期末で100%の入居率で、クリニックモールには5クリニックが入居しており、ビル資産の有効活用におきましても、市況の動きに合わせて慎重に検討しております。

また、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）が公表した「新たな情報通信技術戦略」における医療分野の計画の一つである「『どこでもMY病院』構想の実現」におきましては、今後の医療業界の発展へ貢献すべく処方箋情報の電子化に伴うPHR（※2）およびEHR（※3）に関する研究開発や実証事業に継続して参加しております。なお、当社が実施するEHR事業の利用実績は260施設以上となっております。さらに、政府が2025年を目途に「地域包括ケアシステム」の構築を推進する中で、その支援ツールとして地域における医療・介護関係機関がICT（※4）を活用した円滑な連携を実現するための開発に取り組んでおります。従来の国立感染症研究所との共同研究から日本医師会・日本薬剤師会・日本大学との共同研究に衣替えした「感染症流行探知サービス」におきましては、利用薬局は引き続き増加しており、全国で開通済みのお客様は1万件を超えています。

この結果、売上高13,206百万円（前期比15.1%増）、営業利益1,793百万円（前期比52.3%増）となりました。

なお、システム事業およびその関連事業の売上高が連結売上高を上回っている主な要因といたしましては、連結子会社の益盟軟件系統開発（南京）有限公司の株式会社イーエムシステムズに対するソフトウェア開発受託売上を連結相殺する前の金額を記載しているためであります。

その他の事業につきましては、株式会社ラソンテが新大阪ブリックビル内においてスポーツジム「LASANTE」および貸会議室事業と保育園「LaLaKids」を行っております。また、平成27年5月から調剤薬局事業を開始し連結子会社となった株式会社ブリック薬局は堅調に推移しております。

この結果、売上高1,003百万円（前期比235.6%増）、営業利益92百万円（前期比15.0%増）といずれも前期を上回りました。今後も各事業で引き続き付加価値の高いサービス事業を推し進めてまいります。

- (※1) MRN: Medical Recept y N E X T
- (※2) P H R : P e r s o n a l H e a l t h R e c o r d
- (※3) E H R : E l e c t r o n i c H e a l t h R e c o r d
- (※4) I C T : I n f o r m a t i o n a n d C o m m u n i c a t i o n T e c h n o l o g y

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は251百万円であります。

その主な内容は、市場販売目的の製品マスター制作費98百万円、リース車両の増加40百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に新株予約権（ストック・オプション）の行使に伴い、147,400株の新株式を発行し、119百万円の資金調達しております。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 30 期 (平成25年3月期)	第 31 期 (平成26年3月期)	第 32 期 (平成27年3月期)	第 33 期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売上高 (百万円)	10,257	11,369	11,257	13,199
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,076	1,420	965	1,621
1株当たり当期純利益 (円)	140.07	182.28	59.82	93.38
総資産 (百万円)	16,122	18,200	19,249	20,310
純資産 (百万円)	7,448	9,205	11,012	12,172
1株当たり純資産額 (円)	953.31	1,139.32	629.04	693.68

(注) 当社は、平成28年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ラソソテ	10百万円	100%	スポーツジム・保育園・漢方薬局の経営
株式会社ユニコン	13百万円	100%	医科向けシステムならびに電子カルテシステムの販売
コスモシステムズ株式会社	30百万円	100%	医療機関および調剤薬局向けシステムの開発ならびに販売
株式会社ブリック薬局	10百万円	100%	調剤薬局の経営
益盟軟件系統開発(南京)有限公司	150千米ドル	100%	ソフトウェア開発

(注) 平成27年5月1日に株式会社ブリック薬局(100%出資子会社)による調剤薬局事業を新大阪ブリックビル1階にて開始し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境といたしましては、医療費全体の抑制に向けた動きは今後さらに進む見通しです。また、大手調剤薬局によるM&Aの加速化や調剤併設ドラッグストア増加により収益性の格差が拡大する環境のなかで個店は厳しい経営を強いられる状況がさらに継続することが予想されます。

そのため、後発医薬品の使用促進や残薬管理の強化など、調剤薬局の業務効率向上が一層求められております。また、厚生労働省により一定条件下で電子処方箋が解禁される一方、診療所における電子カルテの普及率が35%を超え、既に様々な地域でPHR・EHRの実証事業に参画している当社の役割はこれまで以上に重要であると認識しております。このような状況のもと、当社グループは市場へのストックビジネスのさらなる浸透と定着化を図り、これまで以上にITを駆使したソリューションを通し、医療サービス向上をより一層、支援、リードしてまいります。また、医療（医科・調剤）と介護の連携を推進すべく、介護システム開発販売に本格参入することといたしました。

当社は、変動する経営環境に対応し、権限と責任を明確にすることを目的として平成28年4月1日に、開発本部、営業本部、チェーン薬局本部、ヘルスケア本部および医療情報連携推進本部の5本部を再編し、調剤システム事業部、医科システム事業部、医療介護連携事業部および営業・サービス事業部の4事業部を新設いたしました。各事業部の機能は次のとおりです。

1. 調剤システム事業部
調剤システム事業において事業戦略・製品企画、開発および新規チャンネル開拓等の調剤システムメーカー機能を担う。
2. 医科システム事業部
医科システム事業において事業戦略・製品企画、開発および新規チャンネル開拓等の医科システムメーカー機能を担う。
3. 医療介護連携事業部
介護と医療情報連携事業において事業戦略・製品企画、開発および新規チャンネル開拓等のシステムメーカーおよび販売機能を担い、医療（調剤・医科）と介護の情報連携のためEHRの推進を担う。
4. 営業・サービス事業部
各本部に分散していた営業、サポートサービス部門を統合し、機能別に再編、各職種で組織化を行い専門性を高め、お客様満足度向上に繋げることを目的とし、当社製品・サービスの販売機能を担う。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事業内容	主要製品
システム事業 およびその関連事業	医療事務処理用システム
その他の事業	スポーツジム・保育園・調剤薬局の経営

(6) 主要な事業所および営業所等 (平成28年3月31日現在)

当 社	大阪本社：大阪市淀川区宮原一丁目6番1号 (本店所在地) 東京本社：東京都港区芝大門二丁目10番12号 営業拠 点：全国40ヶ所
株式会社ラソソテ	本 社：大阪市淀川区宮原一丁目6番1号 スポーツジム：大阪1ヶ所 保 育 園：大阪1ヶ所 漢 方 薬 局：大阪1店舗
株式会社ユニコン	本 社：東京都豊島区東池袋三丁目13番2号
コスモシステムス株式会社	本 社：広島市西区草津新町一丁目21番3号 営業拠 点：上記他5ヶ所
株式会社ブリック薬局	本 社：大阪市淀川区宮原一丁目6番1号 調 剤 薬 局：大阪1店舗
益盟軟件系統開発(南京) 有 限 公 司	本 社：中華人民共和国南京市

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
573名	10名減

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者および常用パートを含む）であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
432名	7名増	37.6歳	8.7年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者および常用パートを含む）であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,258百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	933
株式会社三井住友銀行	479
株式会社京都銀行	200

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 33,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,727,373株(自己株式200,477株を除く)
- ③ 株主数 2,329名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 コ ッ コ ウ	2,971,000株	34.04%
株 式 会 社 メ デ イ パ ル ス ホ ー ル デ ィ ン グ ス	882,900	10.12
ゴ ー ル ド マ ン サ ッ ク ス イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	546,973	6.27
ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス ・ ア ン ド ・ カ ン パ ニ ー レ ギ ュ ラ ー ア カ ウ ン ト	424,000	4.86
國 光 浩 三	264,750	3.03
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	256,400	2.94
エ プ ソ ン 販 売 株 式 会 社	244,900	2.81
國 光 宏 昌	233,500	2.68
E M シ ス テ ム ズ 従 業 員 持 株 会	185,475	2.13
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	129,000	1.48

- (注) 1. 持株比率は自己株式（200,477株）を控除して計算しております。
2. 当社は、平成28年4月1日を効力発生日として、1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。なお、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年3月31日現在）

平成18年7月18日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
436個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
43,600株
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 100円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年7月20日から平成53年7月19日まで
- ・新株予約権の行使の条件
対象者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権を割当てられた時に就任していた会社の取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、新株予約権者が上記の取締役を退任した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	279個	27,900株	2名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等の状況

平成24年7月10日開催の取締役会決議に基づき交付した新株予約権

- ・新株予約権の数

4,062個（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の目的である株式の数

406,200株

- ・新株予約権の払込金額

1個当たり 5,300円

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 170,300円（1株当たり 1,703円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成25年8月3日から平成29年8月2日まで

- ・新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成25年3月期、平成26年3月期、平成27年3月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成25年3月期の営業利益が11.79億円を超過すること。

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/3

(b) 平成26年3月期の営業利益が15.41億円を超過すること。

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/3

(c) 平成27年3月期の営業利益が20.63億円を超過すること。

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/3

② 新株予約権者は、当社普通株式の普通取引終値が、本新株予約権の発行に係る当社取締役会の決議の前日の当社普通株式の普通取引終値である1,703円（以下、「前提株価」という。）に対し、以下の各期間についてそれぞれ定める水準（以下、「条件判断水準」といい、1円未満の端数は切り捨てる。）を一度でも下回った場合、上記①の行使の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。

(d) 上記(a)について、平成24年8月3日から平成25年8月2日まで、
条件判断水準 前提株価の50%

(e) 上記(b)について、平成25年8月3日から平成26年8月2日まで、
条件判断水準 前提株価の55%

(f) 上記(c)について、平成26年8月3日から平成27年8月2日まで、
条件判断水準 前提株価の60%

・当社役員、使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
取締役 (社外取締役を除く)	870個	87,000株	6名
使用人	1,835個	183,500株	229名

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	國 光 浩 三	CEO（最高経営責任者） 株式会社ラソソテ代表取締役 株式会社ブリック薬局代表取締役 益盟軟件系統開發(南京)有限公司董事長
取締役社長	大 石 憲 司	COO（最高執行責任者） 株式会社ユニコン取締役 コスモシステムズ株式会社代表取締役 益盟軟件系統開發(南京)有限公司董事
常務取締役	寺 内 信 夫	執行役員 医療情報連携推進本部長 株式会社ユニコン取締役
常務取締役	青 田 玄	執行役員 ヘルスケア本部長 株式会社ユニコン取締役
常務取締役	國 光 宏 昌	執行役員 チェーン薬局本部長 株式会社ラソソテ取締役
取締役	西 村 本 喜	執行役員 営業本部長 コスモシステムズ株式会社取締役
取締役	三 橋 涼 子	執行役員 管理本部長 株式会社ラソソテ取締役
取締役	今 泉 英 壽	
常勤監査役	関 めぐみ	株式会社ユニコン監査役 コスモシステムズ株式会社監査役 益盟軟件系統開發(南京)有限公司監事
監査役	松 田 繁 三	弁護士(松田法律事務所所長) パナホーム株式会社監査役(社外)
監査役	延 原 耕 三	

- (注) 1. 取締役 今泉英壽氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 今泉英壽氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員であります。
3. 監査役 松田繁三氏および監査役 延原耕三氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 松田繁三氏は、弁護士の資格を有しており、法律および財務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 松田繁三氏および監査役 延原耕三氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員であります。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1)	198百万円 (5)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	13 (5)
合計 (うち社外役員)	12 (4)	211 (10)

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第32期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第23期定時株主総会において月額30百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月23日開催の第16期定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況および当該兼職先と当社との関係

- ・監査役 松田繁三氏は、松田法律事務所の所長およびパナホーム株式会社の監査役（社外）を兼務しております。なお、当社と松田法律事務所およびパナホーム株式会社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 今泉英壽	18回中17回	94%	一回	—%
監査役 松田繁三	18回中17回	94%	14回中14回	100%
監査役 延原耕三	14回中14回	100%	11回中11回	100%

- (注) 監査役 延原耕三氏につきましては平成27年6月26日就任以降に開催された取締役会（14回）および監査役会（11回）について記載しております。

- ・取締役会における発言状況

取締役 今泉英壽氏は、主に会社経営的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役 松田繁三氏は、主に法律的・財務的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役 延原耕三氏は、他社での経験や識見を活かし意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・監査役会における発言状況

監査役 松田繁三氏は、主に法律的・財務的な見地から、監査役 延原耕三氏は、他社での経験や識見を活かし、監査役会において適切な意見を表明しております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3氏とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、持株体制移行に関する相談業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項
金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容
1. 処分対象
新日本有限責任監査法人
 2. 処分内容
平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
 3. 処分理由
 - ・社員の過失による虚偽証明
 - ・監査法人の運営が著しく不当

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づいて法令ならびに会社規程に則り業務を執行し、経営環境の変化に対応して経営責任を明確にするため任期を1年としております。なお、取締役の職務の執行にかかる適法性を高めるため、社外取締役を配置しております。

当社は、社内教育等を通じて法令ならびに社内ルールの周知徹底を図ることを目的として、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しており、経営に係るリスクが発生した場合において適時に開催して速やかな対応を図るとともに、これらのリスクによる損失を最小限にとどめるものとしております。

当社は、業務執行者の職務執行の妥当性およびコンプライアンスの状況について調査するため、業務執行部門から独立した代表取締役直属の機関として内部監査室を設置しております。内部監査室は、法令、定款および会社規程の遵守状態、職務の執行の手續および内容の妥当性を定期的に監査し、その結果を代表取締役および監査役に報告しております。

当社は、法令ならびに会社規程に違反する行為または会社に著しい損害を与える恐れのある事実を早期に発見、是正することを目的として内部通報体制を構築しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録や稟議書等の重要な文書ならびに電磁的記録について、管理部門担当取締役を責任者として会社規程に定められた期間保存しております。なお、取締役ならびに監査役は、必要に応じてこれらの文書を常時閲覧することが可能です。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として会社規程を制定し、平常時からリスクの低減および危機の未然防止に努めるとともに、重大な危機が発生した場合の即応体制を整備・維持しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、業務執行にかかわる重要事項の意思決定ならびに取締役の経営計画に基づいた業務執行状況の監督を適切に行うことを目的として毎月1回以上開催しており、原則として全取締役および全監査役が出席しております。

当社は、取締役会の意思決定機能ならびに業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しております。さらに毎月1回開催される本部長会議において業務執行状況の確認ならびに経営戦略の立案、審議を行っております。

⑤ 当社ならびに子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の経営についてはその自主性を尊重しつつも、会社規程に基づいて当社への事業内容ならびに会計記録の定期的な報告を義務づけており、必要に応じて適正な助言を行っております。

子会社からの重要案件については、当社を含めて事前協議を行うとともに、子会社から起案された重要な稟議書については、当社の管理部門担当取締役にも回覧されており、企業グループ全体としての情報共有に努めております。

当社の内部監査室は、定期的子会社における法令、定款ならびに会社規程の遵守状態、職務の執行の手續および内容の妥当性を監査しており、当社同様、被監査部門に対して問題点の是正または改善を勧告しております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役会は、監査役が配置を求めた場合は、協議のうえ監査役の業務補助のための使用人を配置することとします。なお、その期間中は指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されるものとしており、その使用人の人事配置や人事考課等については、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保します。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合のほか、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果について、速やかに監査役に報告しております。

監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を監視するため、当社グループの取締役会ならびにその他の重要な会議および委員会に出席し、業務執行にかかる重要な意思決定に臨席するとともに、稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて関係する取締役または使用人に説明を求めています。

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人と定期的に情報交換を行っております。また、内部監査室との間で事業ごとの内部監査計画について協議を行うとともに、内部監査報告書を閲覧して協議ならびに意見交換を行い、常に連携を図っております。

当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的行為への関与を禁止し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し一切の関係を遮断するとともにこれらの活動を助長するような行為を行いません。

また、管理本部を対応統括部署として弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に対してはグループ全体として組織的に毅然とした姿勢で対応してまいります。

2. 当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

当期は取締役会を18回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。また、本部長会議を12回開催し、業務執行を担う取締役等のほか、監査役も適宜出席し、意見を述べております。

監査役は、取締役会、本部長会議ならびにその他の重要な会議および委員会に出席するほか、稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて関係する取締役または使用人に説明を求め、会計監査人と定期的に情報交換を行い、内部監査室と協議および意見交換を行い常に連携を図ることにより、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を監視しております。

内部監査室は、年間監査計画に基づき、当社各部門の監査を実施し内部統制の整備および運用状況の評価を実施するとともに、業務の遂行状況を検証し、改善事項の指摘を通じて各部門運営の適正化に努めております。また、子会社等における当社に準拠する内部統制の構築・整備およびその適正な運用状況について監査・改善提案を行っております。

また、経営に係るリスクが発生した場合において適時にコンプライアンス委員会を開催し速やかな対応を図る体制を整え、社内イントラネットにおいて内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取り扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを当社グループの役職員に周知徹底しております。当期、経営に係るリスクの発生および重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

併せて、当社グループ役職員向けに毎月1回コンプライアンス研修を行い、新入社員研修、中堅リーダー研修、新任管理職研修等の場においてコンプライアンスを徹底するなど教育体制を整備しております。

<ご参考>

当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針は以下のとおりです。

- ・当社は、「経営理念」および「会社方針」の実現を通じて、社会に貢献し、社会から必要とされる存在であり続けるため、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行い、企業価値向上へ繋がる最適なコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むものとする。
- ・当社は、当社の長期的な企業価値の向上のために、適確かつ迅速な意思決定・業務執行体制ならびに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、透明性を高め適切な情報開示と説明責任を果たすことにより、経営判断の合理性・客観性を保ち、当社の株主を含めた全てのステークホルダーの期待に応えていくものとする。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,757	流動負債	4,609
現金及び預金	6,354	支払手形及び買掛金	915
受取手形及び売掛金	2,622	短期借入金	500
商品及び製品	172	1年内返済予定の長期借入金	590
原材料及び貯蔵品	1	リース債務	61
繰延税金資産	244	未払法人税等	718
その他	365	未払消費税等	169
貸倒引当金	△2	賞与引当金	394
固定資産	10,549	ポイント引当金	2
有形固定資産	1,761	その他	1,257
建物及び構築物	862	固定負債	3,528
土地	670	長期借入金	1,778
リース資産	99	リース債務	61
賃貸用資産	25	退職給付に係る負債	797
建設仮勘定	3	製品保証引当金	220
その他	98	長期預り保証金	671
無形固定資産	696	負債合計	8,137
ソフトウェア	313	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	6	株主資本	12,132
のれん	368	資本金	2,306
その他	7	資本剰余金	2,614
投資その他の資産	8,091	利益剰余金	7,435
投資有価証券	35	自己株式	△223
投資不動産	7,418	その他の包括利益累計額	△24
敷金及び保証金	146	為替換算調整勘定	56
退職給付に係る資産	132	退職給付に係る調整累計額	△80
繰延税金資産	315	新株予約権	64
その他	43	純資産合計	12,172
貸倒引当金	△0	負債・純資産合計	20,310
繰延資産	3		
株式交付費	3		
資産合計	20,310		

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		13,199
売 上 原 価		6,119
売 上 総 利 益		7,080
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,218
営 業 利 益		1,861
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	26	
不 動 産 賃 貸 収 入	946	
有 価 証 券 売 却 益	33	
雑 収 入	15	1,023
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24	
支 払 手 数 料	5	
不 動 産 賃 貸 費 用	386	
株 式 交 付 費 償 却	1	
雑 損 失	20	439
経 常 利 益		2,446
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	226	
新 株 予 約 権 戻 入 益	2	228
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	19	
減 損 損 失	80	
の れ ん 償 却 額	115	
リ ー ス 解 約 損	8	
関 係 会 社 整 理 損	1	225
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,449
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	977	
法 人 税 等 調 整 額	△149	827
当 期 純 利 益		1,621
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,621

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,243	2,551	6,212	△123	10,884
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の行使	62	62	—	—	125
剰余金の配当	—	—	△399	—	△399
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,621	—	1,621
自己株式の取得	—	—	—	△99	△99
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	62	62	1,222	△99	1,247
当連結会計年度末残高	2,306	2,614	7,435	△223	12,132

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整 累計額	その他の包括利益累 計額合計		
当連結会計年度期首残高	9	68	△21	56	71	11,012
連結会計年度中の変動額						
新株予約権の行使	—	—	—	—	—	125
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△399
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	1,621
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△99
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△9	△12	△58	△80	△7	△88
連結会計年度中の変動額合計	△9	△12	△58	△80	△7	1,159
当連結会計年度末残高	—	56	△80	△24	64	12,172

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,871	流動負債	4,266
現金及び預金	5,614	買掛金	752
受取手形	8	短期借入金	500
売掛金	2,354	1年内返済予定の長期借入金	590
商品及び製品	134	リース債務	61
原材料及び貯蔵品	0	未払金	370
前払費用	299	未払費用	54
関係会社短期貸付金	100	未払法人税等	686
繰延税金資産	211	未払消費税等	136
その他	148	預り金	21
貸倒引当金	△0	前受収益	751
固定資産	10,693	賞与引当金	337
有形固定資産	1,723	ポイント引当金	2
建物	836	その他	1
構築物	11	固定負債	3,431
工具、器具及び備品	75	長期借入金	1,781
土地	670	リース債務	61
リース資産	99	退職給付引当金	672
賃貸用資産	25	製品保証引当金	220
建設仮勘定	3	長期預り保証金	695
無形固定資産	338	負債合計	7,697
ソフトウェア	322	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	3	株主資本	11,807
のれん	7	資本金	2,306
その他	5	資本剰余金	2,614
投資その他の資産	8,632	資本準備金	2,277
投資有価証券	7	その他資本剰余金	337
関係会社株式	313	利益剰余金	7,110
関係会社長期貸付金	348	利益準備金	6
繰延税金資産	257	その他利益剰余金	7,103
前払年金費用	154	別途積立金	2,855
投資不動産	7,418	繰越利益剰余金	4,248
敷金及び保証金	111	自己株式	△223
その他	22	新株予約権	64
貸倒引当金	△0	純資産合計	11,871
繰延資産	3	負債・純資産合計	19,568
株式交付費	3		
資産合計	19,568		

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		10,956
売 上 原 価		4,930
売 上 総 利 益		6,025
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,390
営 業 利 益		1,635
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	30	
不 動 産 賃 貸 収 入	923	
有 価 証 券 売 却 益	33	
雑 収 入	3	990
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
不 動 産 賃 貸 費 用	386	
株 式 交 付 費 償 却	1	
雑 損 失	12	424
経 常 利 益		2,201
特 別 利 益		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0	
新 株 予 約 権 戻 入 益	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	226	228
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	13	
減 損 損 失	80	
リ ー ス 解 約 損	8	
関 係 会 社 評 価 損	212	
関 係 会 社 整 理 損	1	316
税 引 前 当 期 純 利 益		2,113
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	920	
法 人 税 等 調 整 額	△120	800
当 期 純 利 益		1,312

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
						別 途 積立金	繰越利益剰余金				
当事業年度期首残高	2,243	2,214	337	2,551	6	2,855	3,335	6,197	△123	10,868	
事業年度中の変動額											
新株予約権の行使	62	62	-	62	-	-	-	-	-	125	
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△399	△399	-	△399	
当期純利益	-	-	-	-	-	-	1,312	1,312	-	1,312	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	△99	△99	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	62	62	-	62	-	-	912	912	△99	938	
当事業年度末残高	2,306	2,277	337	2,614	6	2,855	4,248	7,110	△223	11,807	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当事業年度期首残高	9	9	71	10,950
事業年度中の変動額				
新株予約権の行使	-	-	-	125
剰余金の配当	-	-	-	△399
当期純利益	-	-	-	1,312
自己株式の取得	-	-	-	△99
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△9	△9	△7	△17
事業年度中の変動額合計	△9	△9	△7	920
当事業年度末残高	-	-	64	11,871

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社イーエムシステムズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 部 健 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 聡 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イーエムシステムズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーエムシステムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社イーエムシステムズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 部 健 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 聡 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イーエムシステムズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

株式会社イーエムシステムズ	監査役会
常勤監査役 関	めぐみ ⑩
社外監査役 松田	繁三 ⑩
社外監査役 延原	耕三 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第33期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金31円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は270,548,563円となります。

また、中間配当金として1株につき16円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき47円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社の事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

(2) 語句訂正その他所要の変更を加えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>医療業務処理用</u>コンピューターソフトウェアの開発・販売</p> <p>(2) <u>医療情報処理用</u>コンピューターソフトウェアの開発・販売</p> <p>(3) <u>医療情報処理サービス</u>および<u>情報通信サービス</u>の提供</p> <p>(4) <u>薬局の経営</u>および<u>薬局の経営に関するコンサルタント業務</u></p> <p>(5) <u>コンピューター</u>および<u>コンピューター周辺機器</u>の開発・販売</p> <p>(6) <u>医薬品、医薬部外品、毒劇物、医療用具、介護用品</u>の販売</p> <p>(7) <u>食料品</u>の販売</p> <p>(8) <u>不動産の賃貸借管理業</u></p> <p>(9) <u>総合レンタル業</u></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、<u>ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) <u>コンピューターソフトウェアの開発・販売・導入・賃貸・保守ならびにサービス</u> (削 除)</p> <p>(2) <u>情報処理・分析サービス</u>および<u>通信サービス</u>の提供</p> <p>(3) <u>薬局、鍼灸・整骨院の経営</u>および<u>それらの経営に関するコンサルタント業務</u></p> <p>(4) <u>コンピューター</u>および<u>コンピューター周辺機器、消耗品</u>の開発・販売・導入・賃貸・保守ならびに<u>サービス</u></p> <p>(5) <u>医薬品、医薬部外品、毒劇物、医療機器、介護用品、健康器具、備品、消耗品</u>の販売および<u>賃貸</u></p> <p>(6) <u>食料品、健康食品</u>の販売</p> <p>(7) <u>不動産の賃貸借、売買、およびそれらの代理、仲介</u>および<u>管理業</u></p> <p>(8) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(10)</u> 医療機関運営に関するコンサルタント業務	<u>(9)</u> (現行どおり)
<u>(11)</u> 人材育成のための教育業務	<u>(10)</u> (現行どおり)
<u>(12)</u> 労働者派遣に関する事業 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	<u>(11)</u> (現行どおり) <u>(12)</u> 高圧ガスの販売 <u>(13)</u> 駐車場の経営 <u>(14)</u> 旅行業 <u>(15)</u> アウトソーシング業務、情報処理、文書作成等の事務処理請負業、経理事務、労務管理の請負業
(新 設)	<u>(16)</u> 医薬品の製造
(新 設)	<u>(17)</u> 健康指導および研修会の開催
(新 設)	<u>(18)</u> 医療施設の開設支援、保守、管理、運営
(新 設)	<u>(19)</u> 建設・工事業務
(新 設)	<u>(20)</u> 建造物および各種施設の工事、
(新 設)	営繕ならびに清掃業務の受託
(新 設)	<u>(21)</u> 文具、事務用機器および付属品の販売、修理ならびに輸出入業務
(新 設)	<u>(22)</u> コンサルタント事業
(新 設)	<u>(23)</u> 倉庫業および運送事業
(新 設)	<u>(24)</u> 飲食店経営
(新 設)	<u>(25)</u> 損害保険代理業および生命保険
(新 設)	の募集に関する業務
(新 設)	<u>(26)</u> 関連会社および販売先の事業に
(新 設)	関する経営支援業務
(新 設)	<u>(27)</u> 古物事業
(新 設)	<u>(28)</u> 回収代行業務
<u>(13)</u> 前各号に附帯または関連する一切の業務	<u>(29)</u> (現行どおり)
第3条～第43条 (条文省略)	第3条～第43条 (現行どおり)
附則	(削 除)
<u>第1条 (商号) および第2条 (目的) の変更は、平成27年10月1日をもって会社分割の効力が発生することを条件として、当該会社分割の効力発生日に効力が発生するものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u>	

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	くにみつ こうぞう 國光浩三 (昭和20年10月5日生)	昭和55年1月 当社設立、代表取締役社長 平成13年6月 益盟軟件系統開発(南京)有限公司董事長(現任) 平成17年7月 (株)ラソソテ代表取締役(現任) 平成27年2月 (株)ブリック薬局代表取締役(現任) 平成27年10月 当社代表取締役会長兼CEO(現任) <重要な兼職の状況> (株)ラソソテ代表取締役 (株)ブリック薬局代表取締役 益盟軟件系統開発(南京)有限公司董事長	529,500株
2	おおいし けんじ 大石憲司 (昭和33年10月30日生)	平成14年7月 日本アイ・ビー・エム(株)理事ゼネラルビジネス事業部長 平成18年2月 当社入社、執行役員営業本部長 平成18年6月 当社常務取締役執行役員営業本部長 平成24年11月 当社専務取締役執行役員営業本部長 平成25年9月 (株)ユニコン取締役(現任) 平成26年5月 当社専務取締役執行役員 平成26年10月 コスモシステムズ(株)代表取締役(現任) 平成27年10月 当社取締役社長兼COO(現任) 平成27年10月 益盟軟件系統開発(南京)有限公司董事長(現任) <重要な兼職の状況> (株)ユニコン取締役 コスモシステムズ(株)代表取締役 益盟軟件系統開発(南京)有限公司董事	83,400株
3	てらうち のぶお 寺内信夫 (昭和33年3月7日生)	平成15年4月 富士ソフトABC(株)IT事業本部副本部長 平成16年12月 当社入社、執行役員開発部長 平成18年6月 当社取締役執行役員開発本部長 平成21年6月 当社常務取締役執行役員開発本部長 平成27年4月 当社常務取締役執行役員医療情報連携推進本部長 平成28年4月 当社常務取締役執行役員医療介護連携事業部長(現任)	49,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する株式 の株数
4	あお た げん 青 田 玄 (昭和37年3月26日生)	平成15年12月 エプソン販売(株)ビジネスソリューション営業部長 平成20年9月 当社入社、執行役員管理本部長 平成21年6月 当社取締役執行役員管理本部長 平成21年10月 当社取締役執行役員中日本支社長 平成25年12月 (株)ユニコン取締役(現任) 平成26年6月 当社常務取締役執行役員管理本部長 平成27年4月 当社常務取締役執行役員ヘルスケア本部長 平成28年4月 当社常務取締役執行役員医科システム事業部長(現任) <重要な兼職の状況> (株)ユニコン取締役	46,600株
5	くに みつ ひろ まさ 國 光 宏 昌 (昭和49年6月29日生)	平成12年3月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成14年7月 当社取締役執行役員システム設計部長 平成21年10月 当社取締役執行役員福岡支店長 平成25年4月 当社取締役執行役員チェーン薬局営業部長 平成26年5月 当社取締役執行役員チェーン薬局本部長 平成26年6月 当社常務取締役執行役員チェーン薬局本部長 平成27年6月 (株)ラソソテ取締役(現任) 平成28年4月 当社常務取締役執行役員調剤システム事業部長(現任) <重要な兼職の状況> (株)ラソソテ取締役	467,000株
6	にし むら もと き 西 村 本 喜 (昭和36年9月6日生)	平成16年1月 日本アイ・ビー・エム(株)ゼネラル・ビジネス事業 東日本支社長 平成21年10月 当社入社、執行役員東京支店長 平成22年7月 当社執行役員広域営業統括部長 平成25年4月 当社執行役員東日本統括部長 平成26年5月 当社執行役員営業本部長 平成26年6月 当社取締役執行役員営業本部長 平成27年5月 コスモシステムズ(株)取締役(現任) 平成28年4月 当社取締役執行役員営業・サービス事業部長(現任) <重要な兼職の状況> コスモシステムズ(株)取締役	10,600株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
7	みつ はし りょう こ 三 橋 涼 子 (昭和40年4月28日生)	平成19年1月 日本アイ・ビー・エム(株)地域社会・ 関西地区部 副部長 平成21年4月 当社入社 平成21年6月 (株)ラソンテ取締役(現任) 平成23年6月 当社執行役員総務部長 平成26年6月 当社取締役執行役員社長室長 平成27年4月 当社取締役執行役員管理本部長(現 任) ＜重要な兼職の状況＞ (株)ラソンテ取締役	28,200株
8	※ かわ の はら ひろ かず 川 野 原 弘 和 (昭和38年5月30日生)	昭和62年7月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員事業推進部長 平成24年4月 当社執行役員西日本統括部長 平成25年4月 当社執行役員事業推進統括部長 平成27年4月 当社執行役員関西統括部長 平成28年4月 当社執行役員営業・サービス事業部 地域営業統括部長(現任)	35,200株
9	※ しげ やま たけし 重 山 毅 (昭和31年3月6日生)	平成24年1月 日本アイ・ビー・エム(株)GBS AIS エ ンタープライズ・インテグレーション BPM部長 平成25年10月 当社入社、社長室主幹 平成26年6月 当社執行役員社長室副室長 平成27年4月 当社執行役員経営推進本部長(現 任) 平成27年10月 益盟軟件系統開発(南京)有限公司副 董事長(現任) ＜重要な兼職の状況＞ 益盟軟件系統開発(南京)有限公司副董事長	一株
10	いま いずみ ひで とし 今 泉 英 壽 (昭和19年2月22日生)	平成元年4月 第一製薬(株)さいたま医薬部長 平成9年6月 同社取締役大阪支店長 平成13年6月 同社常務取締役大阪支店長 平成15年6月 同社常務取締役ヘルスケア事業部長 平成19年6月 第一三共ヘルスケア(株)代表取締役会 長 平成21年6月 同社顧問 平成24年6月 当社社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 所有する当社株式の数は、平成28年4月1日を効力発生日として、1株につき2株の割合をもって実施しております株式分割後の株式数を基準に記載しております。
4. 今泉英壽氏は、社外取締役候補者であります。
5. 今泉英壽氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
製薬業界における豊富な知識と経験、高い見識を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 今泉英壽氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
7. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、定款において、社外取締役との間で、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定めております。当社は今泉英壽氏との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
8. 今泉英壽氏は当社の社外取締役の独立性判断基準に適合しており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

<ご参考>

当社における社外役員の独立性に関する判断基準は以下のとおりです。

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれにも該当してはならないこととしております。

- (1) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当社からの役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 最近1年間において、(1)から(3)までのいずれかに該当していた者
- (5) 次の1から3までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
 1. (1)から(4)までに掲げる者
 2. 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）
 3. 最近1年間において、2または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

(注)

1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%の額以上の支払いを、当社から受けた者をいうこととしております。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%の額以上の支払いを、当社に行った者をいうこととしております。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の売上高または総収入の2%または1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を当社から得ていることをいうこととしております。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認を求めます。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当いたします。

当社は、平成18年6月29日開催の当社第23期定時株主総会において承認されております報酬額とは、別枠にて取締役7名および新任取締役2名の者に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認を求めます。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

なお、報酬等としての新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出するものとします。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

募集新株予約権の発行の取締役会で決定する。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 600,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

6,000個を上限とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は2,400個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。））、上記の行使価額は、次の算式によ

り調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成30年7月1日から平成32年6月30日まで

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員であることを要する。ただし、任期満了、定年による退職者および当社取締役会の承認を得た者は、引き続き新株予約権を行使することができるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

③その他権利行使の条件は、本総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところとする。

(7) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

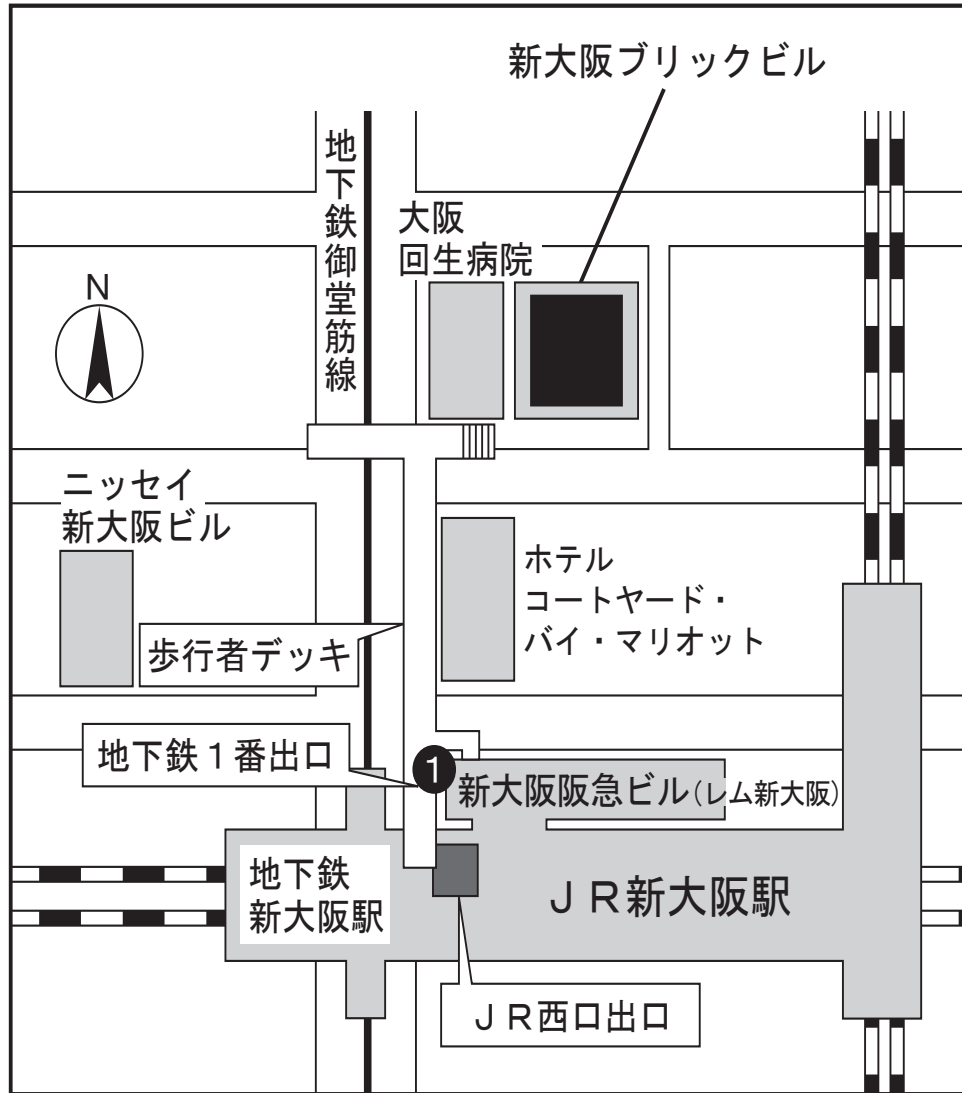
(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
新大阪ブリックビル 3階 会議室



【交通のご案内】

最寄り駅 ■ JR新大阪駅 西口より 徒歩約3分

北口(新大阪阪急ビル)より 徒歩約3分

■ 地下鉄御堂筋線新大阪駅1番出口より 徒歩約2分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

■お知らせ

株主総会終了後、「中期経営計画に関する説明会」を開催いたします。
ご都合がよろしければ、是非ご参加ください。(30分程度)